

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、  
各種情報をお届けします。

※8月1日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることも  
ありますので、あらかじめご了承ください。



ホームページの情報は携帯でも  
ご覧いただくことができます。

▶QRコードをご利用ください。▶

浪江町公式フェイスブック・ページ  
「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。



## 放射線測定機の 校正(点検)を行って います

昨年、町から各世帯に1つ配布  
しました放射線測定機の点検  
(校正)を、年1回行いますの  
で、折り込みの用紙にてお申し  
込みください。

### ▽預かり期間

点検(校正)のみの場合は、  
約2週間でお届けできますが、  
補修・修理が必要となった場合  
は、約1カ月かかることもあります。

### ▽費用 無料

### ▽申込方法

①郵送される場合  
配布時の白い箱に入れ、申込  
書にご記入のうえ「着払い」  
でお送りください。

### (郵送先)

〒960-8035

福島市本町5-6草野ビル2階

「JBジャパン・ブランド株」

〒0120-4444-094

### ②役場等へ持ち込みされる場合

健康保険課放射線健康管理係  
(役場)一本松事務所1階)、各  
出張所窓口、役場本庁舎(浪  
江町内)でお預かりし、点検  
(校正)後、お住まいに郵送し  
ます。

※配布時の白い箱(番号が入っ  
ているもの)に入れてお持  
ちください。

健康保険課放射線健康管理係  
TEL 0243-62-0173

## 国民年金保険料の お知らせ

先にお知らせしましたとおり、  
平成25年度分の国民年金保険料  
についても、特例免除申請が可  
能となっております。

申請される際は、次の点にご  
注意ください。

①保険料の全額が免除された期  
間については、受け取る年金  
額は保険料を全額納付した場  
合の年金額の2分の1に減額  
されます。

②保険料免除は、10年以内であ  
れば後から保険料を追納し、  
満額の年金額を受け取ること  
ができます。

ただし、納付期間の翌年度か  
ら起算して3年度目以降は、  
当時の保険料に一定の金額が  
加算されます。

③学生の方は「学生納付特例制  
度」を利用してください(学  
生証を添付)。

健康保険課国保年金係  
TEL 0243-62-0179

## 避難中の住まいに関する 「住民意向調査」を 実施しています

(回答期限までにご回答をお願いします)

### ■調査の目的

- 復興公営住宅の整備戸数に反映します。
- 帰還意向を把握します。

- ▷実施主体 国(復興庁)・福島県・浪江町
- ▷調査対象 各世帯の代表者
- ▷調査方法 郵送によるアンケート方式(記名式で実施)

### ■回答手順

- 1 お手元の調査票に世帯の意向を記載してください。
- 2 返信用の封筒に調査票を入れて、ポストへ投函してください。

※集計の結果は、まとまり次第「広報なみえ」や「浪江町  
ホームページ」などで公表します。

問 復興推進課まちづくり整備係 TEL 0243-62-4731

## 交流会のお知らせ (浪江町婦人会)

今までの思い出やこれらについて話し  
合う交流会を今年も開催します。

婦人会会員以外の町民の方もぜひご参加  
ください。お待ちしております。

(参加費無料)

### ▷日時

9月29日(日) 13時30分~15時30分

### ▷場所

二本松市市民交流センター(二本松駅前)

TEL 0243-24-1215

\*宿泊希望者には岳温泉「碧山亭」を予約  
しますので、申し込み時にお話くださ  
い。(宿泊代:8,000円程度)

### 問 浪江町婦人会

会長 松本 TEL 080-6051-0792

大越 TEL 090-3123-2961

## 内部被ばく検査の実施について

町民の皆さんの安全・安心と適切な健康管理のため、すべての町民を対象に、平成25年度より、年1回の内部被ばく検査（ホールボディカウンター）をお勧めしています。

原則、福島県内に避難されている方に、お住まいの地区ごとのご案内をしています。通知が届いていない方も、県外にお住まいの方も、検査いただくことが可能です。

日程についてご希望がある場合は、ご連絡をお願いします。

### ▽検査対象全町民

### ▽実施場所

● 浪江町仮設津島診療所となり  
（二本松市安達運動場仮設住宅敷地内）

● 常磐病院（いわき市）

● ひらた中央病院（平田村）

### ▽申込受付

随時受け付けています。

### ▽検査日

月曜～金曜日

（祝日、年末年始を除く）

\*二本松会場（仮設津島診療所となり）では、現在、月1～2回土曜日に実施しており、平日が休みになる場合があります。実施日については事前にご確

認願います。

\*ひらた中央病院は、原則土曜日のみの実施となります。

\*未通知で検査ご希望の方は、まずはご連絡願います。

\*県外で検査を希望される方は、福島県民健康管理課（TEL 024-521-9219）にご連絡ください。

問 健康保険課放射線健康管理係  
TEL 0243-62-0173  
FAX 0243-22-4263

## 平成25年度 個人事業税の課税のお知らせ

県では、平成25年度個人事業税の納税通知書を8月9日（金）に発付しましたので、期限内の納付をお願いします。

### ▽納期限 9月2日（月）

（課税額が1万円以上の場合）は、9月と11月の2回に分けて納付していただきます。）

なお、所得税の確定申告時期等によつては、納税通知書の発付時期が遅れることがあります。

※東京電力株式会社から支払いを受ける賠償金のうち、避難指示等により業務に従事することができなかった、または出荷制限指示による棚卸資産等の損失したことなどに対して支払いを受けた賠償金については、所得税法の取扱いの

例により、個人事業税の課税対象となる事業所得となります。

問 福島県相双地方振興局県税部 課税第一チーム  
TEL 0244-26-1126

## よりよいホットライン

電話相談の専門員がお待ちしています。ひとりで抱え込まずに、お電話ください。

電話は無料で、秘密は厳守します。

### ▽受付時間 24時間

● 岩手県・宮城県・福島県内の方

☎ 0120-279-226  
☎ 3県以外の都道府県の方  
☎ 0120-279-338

### ▽実施団体

一般社団法人社会的包摂サポートセンター（厚生労働省 出資団体）

## 「いのちの電話」こころの痛み、話せる電話です

全国いのち電話のネットワークにより相談をお受けしています。（岩手県・宮城県・福島県・茨城県にお住まいの方の相談窓口です。）

電話は無料で（9月まで）、秘密は厳守します。

## 防災行政無線などを用いた「全国一斉の緊急情報の伝達訓練」を行います

町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さんへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

▷実施日時 9月11日（水）  
1回目：11時ごろ 2回目：11時30分ごろ  
▷訓練内容 町が実施する訓練は、次のとおりです。

情報伝達手段	内容
防災行政無線の試験放送	町内59カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送される予定です。 【放送内容】 「これは、試験放送です。」×3回（繰り返し） 「こちらは、ぼうさい浪江こうほうです。」 防災行政無線チャイム

注1) 浪江町以外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達訓練が実施されます。  
注2) 災害等により訓練が延期された場合は、10月9日（水）に実施されます。

問 帰町準備室危機防災係 TEL 0240-34-0229

### ▽受付日時

毎日（※毎月10日は除く）  
13時～20時  
☎ 0120-556-189

### ▽実施団体

一般社団法人日本いのちの電話連盟

## みんなでつくるイベント実行委員・お手伝い募集

11月に千葉で催しをします。避難者と地域の人とみんなで創るイベントです。

「実行委員になってもいいよ」「お手伝いするよ」と思う方はご連絡ください。

### ▽主催

ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

### ▽後援

福島県・宮城県・岩手県・千葉県（予定）

### ▽協力

各支援団体など  
問 ちは市民活動・市民事業サポートクラブ（通称NPOクラブ）

TEL 043-303-1688  
担当：風間、鍋嶋

# 介護保険料が変わりました

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、原則として全ての65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）が保険料を負担します。

## ■65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

※平成25年度の保険料は減免となりました（65歳以上の方には、減免通知書を送付しています）。平成25年度の介護保険料は、「東日本大震災等によ

る被災者に対する平成25年度の町税等の減免に関する条例」により減免になっています。

介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、見直しを行います。本来ですと、平成24年度から第5期計画期間でしたが、被災により前計画の保険料が据え置きとなっていました。

また、災害後は要介護等認定者および介護サービス費が増加しており、介護保険料の算定にも影響が出ています。

《平成25年度、平成26年度の浪江町の基準額（月額） 6,500円》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{浪江町の平成25年度、} \\ \text{26年度の基準額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{6,500円(月額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{浪江町に必要な介護} \\ \text{サービス費の総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{21\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{浪江町に住む} \\ \text{65歳以上の方の人数} \\ \hline \end{array}$$

《平成25年度、平成26年度の保険料（単位：円）》

「基準額」をもとに、所得や課税状況によって、6段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者	保険料の調整率	月額保険料	年間保険料
第1段階	世帯全員が町民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者、被保護者	0.5	3,250	39,000
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.5	3,250	39,000
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	4,875	58,500
第4段階（基準額）	世帯の誰かに町民税が課税されている方がいるが、本人は町人税非課税の方	1	6,500	78,000
第5段階	町民税課税の方で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	1.25	8,125	97,500
第6段階	町民税課税の方で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	1.5	9,750	117,000

## ▷納め方

※平成25年度は、介護保険料が減免されるため、徴収していません。

特別徴収と普通徴収に分かれます（納め方を自分で選択することはできません）。

## ▷特別徴収

年金から天引き

- 年金が年額18万円以上の方は、年金から差し引かれます。
- 保険料の年額が、年金の支払月に年6回に分けて差し引かれます。
- 4月、6月、8月の年金から差し引かれる額は、原則として前年度2月に差し引かれた額と同額になります（「仮徴収」といいます）。
- 10月、12月、2月は、町民税確定後に決定した年間保険料から仮徴収分を除いた額が3回に分けて差し引かれます（「本徴収」といいます）。

## ▷普通徴収

納付書にて納付、または口座振替

- 年金が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替により納めます。
- 保険料の年額を年8回（7月から翌年2月）に分けて納めます。
- 本来、「特別徴収」の方でも、次の場合などは一時的に納付書により納めることとなります。
  - ア 年度の途中で65歳になった
  - イ 年度の途中で他町村から転入した
  - ウ 年度の途中で保険料額（所得段階）が変更になった
  - エ 年金が一時的に差し止めとなった などの場合

## ■40歳から64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって、決め方、納め方が違います。

	決め方	納め方
国民健康保険の方	所得や資産、世帯にいる40歳から64歳の介護保険対象者の人数などによって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険の保険料として世帯主の方が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

## ■保険料を滞納していると

保険料を滞納していると、サービス利用時に、一旦全額自己負担になったり、給付の一部または全部が差し止めになるなど、未納の期間に応じて段階的に措置がとられます。ご注意ください。

## ■困ったときは、早めに相談を

火災などの災害により、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。早めにご相談ください。

問 介護福祉課介護保険係 ☎ 0243-62-0172



## 野生きのこの採取・出荷等について

野生きのこのシーズンを迎えようとしています。  
県では、平成23年度から野生きのこの放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、複数の市町村において国の基準値を超える放射性セシウムが検出され、次の市町村で採取された野生きのこの摂取および出荷が制限されています。

### ▶ 摂取および出荷が制限されている市町村

摂取制限：

いわき市、南相馬市および棚倉町の3市町

出荷制限：

中通り（29市町村）、浜通り（13市町村）の全市町村

会津（6市町村：喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、磐梯町、北塩原村、昭和村）

合計48市町村（平成25年7月16日現在）

今年度も、制限などがされていない地域の野生きのこについては、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施し、その結果を皆さまにお知らせしていくこととしています。

皆さまの御理解と御協力をお願いします。

なお、野生きのこを採取する際には次の点にご注意ください。

- 食品中の放射性セシウム基準値100Bq/kgを超えるものは、出荷や流通の自粛をお願いします。
- 自家消費用の野生きのこについては、各市町村で放射性物質の検査を行っていますので、お問

い合わせ下さい。

なお、出荷が制限されている市町村の野生きのこについては自家消費についてもおすすめできません。

- モニタリング結果は、新聞や福島県ホームページなどで公開されています。

- 食中毒防止のため、疑わしい、知らないきのこは採らないでください。

最寄りの農林事務所、林業研究センター（郡山市安積町）またはきのこ振興センターで、相談に応じています。



野生きのこに関する問い合わせ先

問【福島県相双農林事務所】 富岡林業指導所 Tel 0244-26-1189 Fax 0244-26-1216  
問【役場】 産業・賠償対策課産業再生係 Tel 0243-62-0167 Fax 0243-22-4262

## フォトビジョン(電子掲示板)の電源は入っていますか？

町から貸し出しをしているフォトビジョン(電子掲示板)は、ほぼ毎日(土日祝日除く)更新作業を行い、常に最新のお知らせをお届けしています。

町からのお知らせをしっかりと受け取るため、正しく使いましょう。

《使い方》

\* 電源は入れたままにしておきましょう。

電源は、6時に入り、21時に切れるように設定してあります。電源を切るとお知らせが受信できなくなりますので、ご注意ください。

\* 画面を操作する必要はありません。

お知らせの更新などは、すべて自動で行われますので、操作をする必要はありません。

《ご注意ください》

画面右下に「圏外」と表示されていると、お知らせが受信できません。電波の良い場所に置くようにしてください。

(フォトビジョンは、ソフトバンクの電波を使用して受信しています。)

※新規申し込みも随時受付しています。お電話にてお申し込みください。

申し込み・不具合・問い合わせ

問 復興推進課(フォトビジョン担当) Tel 080-2813-2699

町では、広報なみえ(毎月1日)とお知らせ版(毎月15日)を発行しています。

次に該当する方には対応しますので、ご連絡ください。

- 世帯分離などで広報紙が新たに必要になった方(ご家族が別々の場所にお住まいの場合など)
- 同居などで現在お住まいが一緒のため、それぞれの世帯主に届いている広報紙を1部にしたい方
- その他、広報紙の発送に関する事

問 復興推進課情報統計係

Tel 0243-62-4731